

大分県日田郡栄村五馬大字出口  
河津修吉氏蔵 五馬村誌草稿

# 五馬村の風俗習慣年中行事

松岡実書

正月 (月日ハ全テ旧曆ニヨル)

元日 朝起キテ神仏ニ鏡餅ヲ供へ、神酒ヲ奉り、燈明ヲ点火シ、茶ヲ供へ等スル。

迷信 干柿ヲ食「ハガタメトイフ」シ、八十八夜ニ製シタル茶ヲ飲ム。

(年中病氣ニ罹ラズ、又齒ノ疲レザルトノ迷信ヨリナラシム)

儀式 雑煮餅・数ノ子・タツクリ・牛蒡煎リニ冷酒ヲくみ(屠蘇ヲ用フル家ハ少ナイト云フ)、栗箸ヲ用ヒテ食スル。

迷信 朝早く起キズ、雨戸障子等ハ正午過ギ迄モ開カズ。少シノスキ間ヨリ出入ス(早く開ケバ福ノ神ガ逃ルトノフ)。此

ノ日、朝一番先ニ婦人ガ来レバ不吉トシ、男子ガ来ルヲ吉兆トス(女ガ早く来レバ其ノ年ノ縁起ガ悪ルトイフ)。

若水 未明ニ起キテ若水ヲ汲ミ取り、ソノ水ヲ用ヒテ此日ノ儀式一切ヲナス家モアル。

二日 極く早朝ニ起キ一ノ作業ヲナス(俗ニ初仕事トイフ)。廻礼ト称シ、朝早くヨリ近隣石已ニ年始ノ礼ニ行ク。

年玉 寺院医者等ノ家ニハ紙鏡餅等ノ年玉ヲ持チ行ク。普通ノ家ニテモ御手験ト称シテ中折紙ヲ差出ス。

風呂 朝早く風呂ヲ沸シテ初風呂トイフ。

三日 正月ノ三ケ日(元日二日三日)トイフテ業ヲ休ミ神仏ヲ祭リ雑煮等ノ儀式ヲ行フ。

神参 三ケ日ノ内ニ氏神又ハ大原神社ニ参詣ス。近来ハ宮地獄神社ニ参拜スルモノ年々多キヲ加フ。

四日 縄ノナイゾメトイツテ縄ナイノ儀式様ノコトアリシモノ今類レタリ。

繩ナイ 近隣ノ人互ニ加勢ヲナシ、先ヅ宝珠ノ玉又ハ軍配團扇等

ノ形ヲ作りテ大國主命ニ供シ、後牛馬ノ綱ヲ練リ、終リテ  
雑煮ニ小宴ヲ張りテ祝儀トスルコトアリタリ。

七日 七々草ト称シ若草七種ヲ摘ミ取り飯ニ入レテ炊ク家モアリ

之ヲ七草雑炊トイフ（味噌汁ニ煮ルモノモアル）。

迷信 （七草雑炊ヲ茶飯トシテ食スレバ、コセカキニナルトイ

フ）

鬼火 午前二時頃ニ起キ生竹ニ藁等ヲ門前（門口）ニ焼キ、餅ヲ

焼キテ食スレバ年中健全ナリトノ風習今全ク頽レタリ。

十一日 帳祝トイヒテ粗末ナル当用日記帳ヲ製シ、御供ノ鏡餅ヲ破

リテ雑煮ヲ炊キテ祝フ。寺子屋時代ニハ此ノ日ヲ寺入りト

称シテ兒童ヲ入学セシメタリ。明治二十二年頃マデハコノ

風習大イニ存シタリ。

十四日 俗ニ女ノ正月ト称シ、夕飯ヲ昼過キ（今ノ四時頃）ニ食ス。

夕飯ガ遅クナレバ一年中ノ仕事ガ遅クナルトイフ。

モグラ打ち 小サキ篠ノ先ニ小サキ藁ヲ結ビツケテ庭先キ等ヲタ

キ、モグラノ害ヲ防グトイフ。今衰ヘタリ。

十五日 赤飯ニ餅ノ破片ヲ入レテ炊キ糲飯トイフ。

小サキ管ヲ長サ一寸五分位ニ切り飯ノ中ニ入レ置キ、赤飯

填充ノ次第二ヨリ年ノ吉凶ヲ判ズル家モアル。之ヲ糲試ト

イフ。此ノ時粟箸ヲ火中ニス。大原ニテハ神前供ヘ置キテ

二月十五日ニ公開シテ年ノ吉凶ヲ判ズ。

十六日 山ノ神祭リトイヒテ山中ニ入ラズトイフ。

迷信 山中ニ入レバ神隠シニ逢フトイフ。藪人リトイツテ奉公人

等ハ郷里ニ帰ルノ例アリ。地獄ノ釜モ開ク。

二十日 二十日正月トイヒテ小儀式ヲナス。麦ノ粉末又ハ柿ノ皮ヲ

粉末トシテ、ハツテンコウバシトイフ。之ヲ正月ノ終リト

ス（正月ドンハコウバシニナツテシマツテ行ツタトイフ）

二月

初午 初ノ午ノ日ニ稲荷祭リヲナス。屋敷内ニ稲荷ヲ祭リアル家

ニテハ赤飯ヲ炊キ旗ヲ立テ、祭ル。萩野稲荷ニ詣ル人モ多

シ（現今ニテハ稲荷ヲ信ズル人少クナレリ）。

社日 作ノ神様トシテ祭ル。或ル部落ニテハ寄附金ヲ募リテ社前

ニテ小宴ヲ張り社日祭リヲナス人モアル。

彼岸 寺院ニテハ法会ヲ営ミ午後説教ヲナス。中日ニハ業ヲ休ミ

寺詣リヲナシテ法ヲ聞クモノ多シ。

此ノ前後ニ種蒔キ温床接木等ヲナス。

十五日 大原八幡社ニテハ正月十五日ニ御供ヘノ粥試シヲ公開ス。

此ノ日参拜ヲ兼ね粥試シヲ見ニ行ク人モ亦少カラズ。

英彦山 此ノ前後彦山ニ参詣スル者多シ。婦リニハ英彦山婦リト

称シテ迎ヒノ馬ヲ日田町ニ発シ、参詣者ノ内ニテハ宴ヲ張

リテ帰彦ヲ祝スルコト盛シナリシモ、十数年来其ノ事大イ

## 三月

ニ衰ヘタリ。英彦山ガラガラ柄子飴ヲ以ツテ名物トス。ガラ柄子サ、ヲ土産トシテ近隣ニ送ル。

## 二日

雛ノ節句。始メテ女子ノ生レタルトキ親族知己ヨリ雛人形ヲ贈リテ女子ノ福運ヲ祝ス。貰ヒタル家ニテハ大ナル草餅ヲ一重送リテ返礼ス。

## 儀式

雛人形ヲ階段のニ座敷ニ飾リ、小ナル寝具台所ノ道具篋筒長持等(俗ニ雛様ノ道具トイフ)ヲ飾リ、生花ヲナシ、膳部ヲ調へ、菱餅チモトマゲ等ヲ人形ニ供ヘテ雛ノ祭りヲナス(宴ヲ催シテ祝スル家モアリ)。

貧富ノ程度ニヨリ其ノ儀式モ亦一様ナラズ。俗ニ桃ノ節句トイフ。蓋シ桃花ノ時ナレバナラン。

(灸脱カ)

## 四日

「エトスエ」トイヒテ休ム。昔ハヨスエルノ習慣ナリシヨリ、医療ノ進歩セザル昔日ニアリテハサルコトモアリタラン。

## 十五日

一般ニ休業ヲナス。

大師祭り。二十日又ハ廿一日弘法大師ノオ祭りヲナス。大師ヲ祭りタル家ニテハ接待トイヒテ赤飯又ハ握り飯等ヲ参詣者ニ振ル舞フ。

## 迷信

心タテ悪シキ人ハ参詣ヲナシテモ接待ニアハマトイフ。  
牛旁時カズトイフ。

## 四月

八日 釈迦ノ祭りヲナス。

小サキ吾妻屋根ヲ草花ニテ葺キ、其ノ中ニ大ナル鹽ヲ置キ其ノ中ニ甘茶ヲ入レ釈迦ノ像ヲ安置シ、甘茶ヲ頭ヨリ注ギテ後之ヲ飲ム。

八十八夜 茶ヲ摘ム。之ヲ貯蔵シテ元日ニ飲ム家モアリ。其ノ日ニ飲ム家モアル。流行病ニ冒サレヌ、又ハ病氣セマトノ迷信アルコト各相同シ。苗代ノ用意ヲナス。

## 五月

## 五日

端午ノ節句。武者人形又ハ鯉幟ヲ立テテ男子ノ福運ヲ祈ル男子ノ初メノ節句ニ親族知人寄り鯉幟ヲ送リテ祝福ス。賈イタル家ニテハチマキ、大ナル餅、一重ヲ送リテ返礼ス。チマキ又ハサンケラ端午(又ハカシハダコ)ヲ作ルコト一般ノ風習ナリ。軒ニヨモギ菖蒲ヲ挿ス。

風呂ニ菖蒲ヲ入レテ沸シ菖蒲湯トイフ。作芋ヲ食スル習慣アリ。幟竿ハ五月中立テ置クトイフ。

蚕ノ時季ナレバ遠期ヲ縮メル家モアリ。

## 六日

六日ノ菖蒲トイフ。農家ノ多忙時期ナレバ、農村ニテハ休業ヲナサザルモノ多シ。

田植休ミ 本田移植後二三四日間休業シテ勞ヲ慰ス。

ハンゲ生 此ノ日梅ヲ食ヘバ頭ガ禿ゲルトイフ。

迷信 正五九月ニハ箒作ラズトイフ。

六月

一日 六月朔トイヒテ早朝ニ氏神又ハ大原社ニ參拜シテ夏時ノ

健康ヲ祈ル。

厄 七難九越又ハ四十一才六十才二十五才ナドノ厄年ニ当リタ

ル人ハ厄避トイヒテ災厄ヲ逃レントス。此ノ日宴席ヲ開ク人亦多シ。

粟蒔 粟豆等ヲ蒔ク。終ツテ五六日間粟蒔休ヲナス。

十五日 祇園祭礼アリ。夏祭リトイフ。

三十日 大萩トイヒテ夕方各神社ニテハ祭典行ハル。俗ニ夏越又ハ

御萩トイフ。厄神ヲ萩フノ意ナラン。

迷信 家々上リ方村境区境ノ地ニ方礼七五三繩ヲ張りテ疫神ノ乱

入ヲ防グ。

土用入アリ

土用ノ日クサキモノヲ食スルノ習慣アリ。流行病ニカカラ

又迷信ナリ。

三日 三日ヲ土用三郎トイヒテ最も天候ヲ大切トスルナリ。皆

ゲンノシヨウコ草ヲ陰干トナシテ風薬トスルナドノ習慣ア

リ。漢法ノ医術ヨリ源ヲ発スルナラン。

迷信 土用ノ中ニ魚卵等ヲ食スルノ風習今尚存ス。土用着土用卵

ナドト称シテ価平常ヨリ高シ。

土用牛 土用ノ牛ノ日ニハ、牛湯ト称ヘテ十数年前マデハ前夜ヨ

リ天ケ瀬杖立等ニ入湯シテ健康ヲ願フ人多カリシモ、今スタレタリ。サレド肴ヲ食スルコトハ今尚盛ナリ。牛肴トイフ。

七月

六日 七夕 夕方若竹ノ枝ニ五色ノ短冊ヲサゲ、之ヲ庭前等ニ立

テ萩桔梗百合ナド花ヲ供ヘテ星ヲ祭ル。男子ハ農具、女子ハ衣服ノ雛形ヲ製シテ供ヘルモアリ。野菜団子菓子ナドヲ供ユ。

七日 早朝短冊ナドヲ川端ニ持チ行キテツキ立ツ

牛洗ヒ 此ノ日キウリ蔓ヲ持チテ牛馬ノ体ヲ洗フノ習慣アリ。油

シミタルモノニテモ冷水ニテ良ク汚ヲ落ストイフ。

竿竹 コノ日物干竿竹ヲ新調ス(虫食ハズトイフ)。蓮ノ葉芋ノ

葉ノ露ヲ集メテ短冊ニ書ク家モアリ

墓掃除 九日頃墓所ノ大掃除仏壇ノ掃除ヲナス。

盂蘭盆会

十三日ノ夕方、生霊迎ヒトイヒテ、家ノ主人ガ水ヲ持チテ

墓所ニ生霊迎ニ行ク。

十五日夕方生霊送りトイヒテ女郎花等ノ草花ヲ持チ水ヲ持

チ仏火ヲ燈シテ墓參ヲナシ、香花ヲ燈シテ生霊ヲ送ル。之

ヲ盆会ノ終日トス。

膳部

毎日二度又ハ三度食膳ヲ供シテ祖先ノ靈ヲ祭ル。箸ハ必ズ

麻殻タリ。十五日ニサ、グ豆ヲ供ヘテ生霊ノ杖トイフ家モ

アリ。

料理向

赤飯を蒸シ盆団子素麺ヒシキ等ヲ用フ。

初盆

人死シタルトキノ初ノ盆会ニハ初盆ト称シ祭礼ヲ杜戯ニス

ル風習アリ。短己親籍ヨリハ憶ヒノ盆燈籠香花等ヲ送

リテ仏參シテ生霊ヲ祭ル。

初盆ノ家ニテハ仏參シタル人ニハ酒食ヲ饗ス。十三日又ハ

十四日ノ夜、生霊供養ト称シテ握り飯、酒、焼酎等ヲ振舞

フ。

夜通シテ踊リ興シテ習朝ニ至ル時ハ、初盆ノ家ニテハ本膳

ヲ饗シテ踊ノ勞ヲ謝ス。

手踊軍談浄瑠璃等ヲ持チテ盆踊リニ更ヘ供養スル家モアリ

生活状態ニヨリ祭典ニ差異アルハ元ヨリナリ。

寺院ト踊 今ヨリ約二十年位前迄ハ十五日又ハ十六日ノ夜ハ寺院

ニ集合シテ盆供養ト称シテ盛ンニ踊リヲナシタリ。

十六日 縁魔椽トイヒテ休業ス

十八日 観音様祭りヲナス

青年ノヒカリ踊リトテ、青年者各自ノ寄附ニヨリテ踊ヲナ

ス時モアリ。

二十四日 地藏盆トイヒテ盆ノ最終トス。

八月

一日 八朔ノ節句ト称シテ田畑ニ神酒ヲ供ヘテ農作物ノ出采バエ

ヲ祝ス。初出采トイフコト三月ニ全シ。

二日 エトスエトイフコト三月ニ全シ。

十五日 放生会トイフテ大原神社ノ秋期大祭アリ。参拜スル人多

シ。此日高木ニ昇ルト落タルトイヒ伝ヘアリ。

一日ヨリ十五日迄 玖珠郡森町善神王ノ祭アリ十数年前迄ハ牛馬ヲ

引キテ参リタル人甚ダ多カリシナリ。蓋シ牛馬ノ神ト称ヘ

タレバナリ。今殆ンド全ク顔レタリ。(善神王市ニハ雨ガ

降ルトイヒ伝ヘラル)。

彼岸 三月ニ全シ

社日 三月ニ全シ彼岸ノ末日ノ翌日ヨリ千草刈ヲ始ム。

上旬 ニ、メーシキ草トイツテ田地ノ肥料用草刈ヲナス。メーシ

キトハ親時ノ田ニシキ込ム草ナリ。

明月 十五夜ニ芋ヲ煮、之ヲ月ニ供フ。

子供等三々五々群ヲナシテ「芋上グタカイ」トイツテ貰ヒ

歩ル。芋ハ其ノ年ノ月ノ数丈ケ膳部又ハ盆ニノセテ、月  
当リノヨキ場所ニ置クヲ常トス。

九月

九日 菊ノ節句トテ菊ノ枝ヲ神酒ニ入レテ祝フ。

十五日 明月トテ栗、畦豆等ヲ煮テ月ヲ祭ルコトハ八月ニ全ジ。

祭典 此ノ月ニ氏神ノ祭典ヲ行フ。

神事 金凝神社(上の宮) 玉来神社(五馬) 天満宮(出口)ノ各

神社ニテハ舞楽ノ御神事神幸ノ事ヲ行フ。

生レ子 生レ子ヲ参拜セシメテ神職ノ御幣ヲ受ケサセテ幸先ヲ祈  
ル。

十月

神無月ト称シテ婚礼等ノ祝事ハ凡テ行ハザルノ習慣ナリ。

イノコ 大低ノ家ニテハ、初イノコノ日ニ餅ヲツキテイノコト称

シ、仮リノ年トリトイフ。明ケテ幾ツ子供等ハイノコ過ギ

ヨリハ其ノ年齒ニ一ツヲ加ヘテ、木ウノイノコ、ヨミタカ

ヲ明ケテ幾ツトイフ。

十夜 十日二十夜ト称シテ浄土宗ニテハ祖師ノ祭リヲ行フ。

二十日 二十日恵比須又ハ誓文払ヒトイフ(商家ニテハ恵比須祭リ

ヲナス)。

十一月

紐解 此ノ月十五日男子女子三才ニシテ紐解ノ祝ヲナス。ツケ紐

ヲ落シ、晴レ着ヲ着セ、折リ帯ヲ結ビテ氏神ニ参シ、祝宴

ヲ開ク。

二十七日 俗ニオバント云ヒテ祖師ノ祭祀ヲナス。夜ハ寺ニ詣リ田

楽ヲ交リテ通夜ヲナス。

二十八日 寺院ニテ開山上人ノ御報事トテコノ時膳アリ。

味噌ツキ 十一月ニハ味噌ヲツカス(葬礼味噌トイフ)。

十二月

朔日 ネバイモノヲ食フ日トテ、飯ニ糯米等ヲ入レテ炊ク。

八日 針供養トテ、針ヲ豆腐ニサシ、針道具ヲ休マセテ、糍ゼ飯

等ヲタク。

冬至 南瓜ヲ食スレバ流行病ニ罹ラヌト伝フ。

柚子 此ノ日柚子ノ実ヲ味噌漬トシテ、節分ノ日ニ食スレバ疫病

ヲ逃ル、ト云フ家モアル。

十三日 箸シ割リトテ多量ノ粟箸ヲ削リ俵形ニ束ネテ大國神ニ供

ヘ置キ、元日以後十五日迄用フル風習アリシモ、今ハ大イ

ニ衰ヘタリ。

十三日 昔ハ此ノ日ニ煤箒キヲナス風習ナリシモ、今ハ一定ノ時日

ナシ。

節分 節分ニ夜業ヲナセバ一生貧乏スルト云フ人モアル。火吹竹

ヲ新調シ、古キモノヲ焼キ捨ツル家モアル。十二月ノ土用ニハ、クドヲ塗ラズトイフ。

末日 年取リトイヒテ夕方早ク飯ヲ食ス。メザシニキリコブヲ用フル家持ニ多シ。

農具 農具其ノ他必需品ハ大抵明方ニ蔵メテ、鏡餅ヲ飾リテ点火ヲナス。神仏ノ飾リナシ、御供ヘ物ヲ供ス。

歳末 此ノ月下句歳末ニ行ク。身分相應ノ品物ヲ土産トシテ、年末ノ礼ヲナスナリ。

### 伊勢参宮

春ノ農閑ノ好季ニ親族知友相談シテ伊勢ニ参宮スルコト古来ヨリ良風ナリ。一生ニ一度伊勢ニ参宮セザルハ大ニ恥シトスル風習アリ。

一、門出 前日近親等集リテ見立ノ宴ヲ張ル。身ヲ清メ氏神ニ参拜シテ見送人ニ送ラレ出發ス。昔ハ乗馬ニテ物々敷事ナリシ由ナルモ、今ハ止ミタリ。

一、留守 留守居ノ家ニテハ鳥類特ニ鶏ヲ食セズ。狩リ等ヲ謹ミテ幸先ヲ祈ル。留守見舞トテ留守中ノ家ニ樽ヲ持チ行キテ宴ヲ開キテ参宮ヲ祝ス

一、宮参リ 参宮人上宮ノ日ニハ、実家ニテモ近親相集イテ氏神ニ参詣シテ大イニ祝宴ヲ開ク。

一、下向 下リ着キノ当日知已親類相集リ、盛ンニ酒迎ヒノ祝宴ヲ張

ル。

一、乗り掛 下降ノ日 日田町ニ迎イノ馬ヲ遣シ、乗馬ニテ帰り、帰着セザル内氏神ニ詣ル。多クノ迎ヒ人ヲ出シテ神酒ヲ酌ム。

一、待チ設ケ 留守中ニ内ノ人ハ待チ設ケト唱シテ衣服ヲ新調シ置キテ、参宮ノ下着ノ日ニ着セシムヲ普通トスル。

(別府市鉄輪、うかり荘)

### 断髮に対する注意

(明治五年壬申四月八日 東京日日新聞所載)

男子の断髮勝手たるべき旨先般御布告ありしが、尚又今般男女は衣髮俱に区別有之を一時の心得違より断髮致候儀不相成、女子は従前の姿を存すべき旨御布告ありしが、府下諸新聞にも屢々之を憂ひ、識者は挙て嘆息なせしに、今此御示しありしは実に謝すべきことならずや。

編者註、詰り、男子に対して断髮の布告をしたのに、女子も断髮したものがあつたために、重ねて注意の布告があつたものである。